

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業の検証 及び事業のあり方の見直しについて（報告）

1 資金の名称

蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金

2 資金の額及び国庫補助金相当額

（千円）

19年度		20年度		21年度		22年度		
予算措置額	3,504,023	予算措置額	0	予算措置額	0	予算措置額	0	
運用益	365	運用益	11,341	運用益	9,561	運用益	7,847	
取崩額	5,573	取崩額	845,147	取崩額	738,127	取崩額	622,006	
内 訳	事業費	5,573	内 訳	事業費	845,147	内 訳	事業費	622,006
	事務費	0		事務費	0		事務費	0
残高	3,498,815	残高	2,665,009	残高	1,936,442	残高	1,322,283	
うち、国費分	3,498,815	うち、国費分	2,665,009	うち、国費分	1,936,442	うち、国費分	1,322,283	

23年度		24年度		25年度		26年度		
予算措置額	0	予算措置額	0	予算措置額	0	予算措置額	250,000	
運用益	5,364	運用益	2,408	運用益	71	運用益	46	
取崩額	486,157	取崩額	349,165	取崩額	313,487	取崩額	249,187	
内 訳	事業費	486,157	内 訳	事業費	349,165	内 訳	事業費	249,187
	事務費	0		事務費	0		事務費	0
残高	841,491	残高	494,733	残高	181,317	残高	182,176	
うち、国費分	841,491	うち、国費分	494,733	うち、国費分	181,317	うち、国費分	139,555	

27年度(見込み)		
予算措置額	230,000	
運用益	50	
取崩額	236,153	
内訳	事業費	236,153
	事務費	0
残高	176,073	
うち、国費分	94,575	

(注1) 平成26、27年度の予算措置額は、一般財団法人大日本蚕糸会が拠出した基金造成額である。

(注2) 詳細は別紙1のとおりである。

3 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業の概要（19～25年度）

養蚕業、製糸業等の蚕糸業（川上）と絹織物業、生糸流通業、小売業等（川下）が連携して純国産絹製品づくりを行う蚕糸・絹業提携システムを構築し、国産繭・生糸の特徴や希少性を活かした、消費者に評価される特長ある純国産絹製品の生産・販売を通じて、蚕糸業の再生と持続的発展を図る。

（1）蚕糸・絹業提携システム形成支援事業

① 提携システム構築コーディネート事業

川上・川下における情報の収集・提供、提携システムの構築に取り組む養蚕農家、製糸業者、絹織物業者等に対する相談対応、養蚕、絹織物等の主産地における蚕糸・絹業情報交換会の開催等を実施。（（財）大日本蚕糸会、定額）

② 提携システム構築バックアップ事業

養蚕用資材の安定供給体制の整備、純国産絹製品の製造や販売

を行うまでの準備期間における製品の試作や試験販売、純国産絹マークの普及・管理等の事業を支援。（（財）大日本蚕糸会、定額）

③ 純国産絹製品づくり条件整備事業

- ・ 養蚕作業の省力化・効率化を図るため、稚蚕共同飼育所において1令から3令までの蚕を飼育するのに必要な経費を支援。（農業者が組織する団体、1箱8千円）
- ・ 純国産絹製品づくりに必要な特殊生糸等繰糸機、小ロット対応繰糸機、特殊乾繭用装置等の機械・機材の整備に要する経費を支援。（蚕糸・絹業業者、1/2以内）

(2) 蚕糸・絹業提携システム確立対策事業

① 提携システム確立のための支援

蚕糸業と絹業が提携システムを構築して、国産繭・生糸の特徴や希少性を活かした、消費者に評価される特長ある純国産絹製品づくりを行うための初度的経費を支援。（定額、支援単価は下表のとおり）

支援単価 (円/生繭 1kg)

年産 年度	20年産	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産
19年度開始分	3,500	3,000	2,750			
20年度開始分	3,000	2,750	2,500			
21年度開始分		2,750	2,500	2,000		
22年度開始分			2,500	2,000	1,500	
23年度開始分				2,000	1,500	1,500

蚕糸・絹業提携システム確立グループは、58グループが形成されたが、うち、2グループはグループの中心である責任企業の経営者の逝去等により、責任企業の存立が成り立ちえず、養蚕農家等グループに参加している構成員の合意により、他のグループに統合し、26年3月末日現在では、56グループとなった。

② 養蚕経営の支援

蚕糸・絹業提携システムに移行しようとする養蚕農家の移行準備期間（22年度まで）において、一定の経営支援を実施。（養蚕農家、支援単価 1,418 円/生繭 1kg、品質加算は下表のとおり）

解じょ率 選除繭歩合	繭価の品質加算の項目及び金額 (円/生繭 1kg)			
	64%以下	65%以上 79%以下	80%以上 84%以下	85%以上
1.4%以上	▲800円	▲300円	▲150円	0
0.4%以上 1.3%以下	▲300円	0	0	0
0.3%以下	▲150円	0	+ 302円	+ 381円

4 定期的な見直しの時期及び見直しの概要（平成22年度）

（1）定期的な見直しの時期

当初事業期間の中間年に当たる平成22年度に、事業を検証し見直しを実施

（2）見直しの概要

① 平成22年度末までに移行が完了しない場合の救済措置

リーマンショックに端を発した不景気の影響が当初予想以上に大きく、提携グループの形成に遅れが生じたが、最近になって、和装需要の好転の兆しや中国産生糸価格の上昇等環境が好転しつつあることから、川下業者のグループ作りへの関心が再度高まってきている。

大日本蚕糸会としては、こうした状況を踏まえ、純国産絹マークの浸透による純国産絹製品のPR、小規模の業者等も参加できるような多様なグループの形成などにより、平成22年度中に繭生産量（計画）全量を提携システムに移行できるよう取組を加速化させているところであるが、場合によっては10トンほど提携グ

ループに移行できない繭が生じる可能性がある。

このため、万が一に備え、これらの繭を救済する措置が必要。

- ② 形成支援事業を必要なものに限定して引き続き平成25年度まで実施

提携グループは、25年度まで交付金の交付を受け、自立に向けて取り組むこととなるが、提携グループにとっては依然として厳しい環境下にある。

このため、提携グループの自立を支援する必要性の高い、「蚕糸・提携システムに係る情報発信」、「養蚕資材の安定供給」、「純国産絹マークのPR・管理」、「稚蚕飼育への支援」、「純国産絹製品を生産販売のために必要な機器等の整備」等に限定して、引き続き形成支援事業を実施することが必要。

5 本事業の延長概要（平成25年度見直し、26年度実施）

- ① 本事業は平成19年度にスタートし、当初計画の通り、全国の養蚕農家が生産する繭の全量を提携グループの繭として事業推進を行ってきたが、平成20年のリーマンショック、23年の東日本大震災の発生等により国内の消費の減退が顕著となり、純国産絹製品等の流通が滞っていた。このため、本事業の延長を実施し、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業目標の達成を図ることとした。
- ② ただし、国庫基金額が少額となってきたことから、事業実施主体である一般財団法人大日本蚕糸会のプロパー資金を組み入れ、従来の事業内容を踏襲している。
- ③ なお、事業内容のうち、また、蚕糸・絹業提携システム確立対策事業の支援単価は、1,250円/生繭1kg（繭輸送費込）、稚蚕飼育経費助成については、26年度7千円/箱、27年度6千円/箱、28年度5千円/箱と減額することとなった。また、稚蚕

共同飼育所の老朽化及び飼育量の減少に伴い稚蚕共同飼育所の再編整備を行うこととした。

- ④ さらに、従来から大日本蚕糸会のプロパー資金で蚕糸絹文化活性化推進事業を実施し、蚕糸・絹業の振興を行ってきたが、26年度からは、この活性化事業を本提携事業をサポートするようにより充実強化を図ることとした。

6 平成26年度以降の事業の概要

事業目的、事業項目は、基本的に平成19～25年度までの事業と同じであるが、蚕糸・絹業提携システム確立対策事業はすべて大日本蚕糸会のプロパー資金を充てることとし、提携支援基金は国の補助金及び提携支援団体の資金をもって造成することとした。

(1) 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業

① 提携システム構築コーディネート事業

川上・川下における情報の収集・提供、提携システムの構築に取り組む養蚕農家、製糸業者、絹織物業者等に対する相談対応、養蚕、絹織物等の主産地における蚕糸・絹業情報交換会の開催等を実施。（（一財）大日本蚕糸会、定額）

② 提携システム構築バックアップ事業

養蚕用資材の安定供給体制の整備、純国産絹製品の製造や販売を行うまでの準備期間における製品の試作や試験販売、純国産絹マークの普及・管理等の事業を支援。（（一財）大日本蚕糸会、定額）

③ 純国産絹製品づくり条件整備事業

- ・ 養蚕作業の省力化・効率化を図るため、稚蚕共同飼育所において1令から3令までの蚕を飼育するのに必要な経費を支援（農業

者が組織する団体、平成26年度1箱7千円、平成27年度1箱6千円、平成28年度1箱5千円の助成単価）、及び稚蚕共同飼育所の再編整備。

- ・ 純国産絹製品づくりに必要な特殊生糸等繰糸機、小ロット対応繰糸機、特殊乾繭用装置等の機械・機材の整備に要する経費を支援。（蚕糸・絹業業者、1/2以内）

（2）蚕糸・絹業提携システム確立対策事業

① 提携システム確立のための支援

蚕糸業と絹業が提携システムを構築して、国産繭・生糸の特徴や希少性を活かした、消費者に評価される特長ある純国産絹製品づくりを行うための初度的経費を支援。（定額、支援単価は1,250円（繭輸送費込））。本支援は、すべて大日本蚕糸会のプロパー資金を充てることとした。

蚕糸・絹業提携システム確立グループは、56グループが形成されたが、うち、6グループはグループの存在基盤である養蚕農家の養蚕休廃止により、繭生産が行われなくなる事態となった。このため、これらのグループについては、事業形態の類似した他のグループと統合し、純国産絹織物の生産等事業継続可能な体制の確立のため、構成員の合意により、他のグループに統合し、28年3月末日現在では、50グループとなっている。

7 資金の保有割合並びにその算出に用いた算式及び数値

（1）基金の保有割合（平成27年度）

保有割合：4.3%（国費分 2.3%）

（2）基金の保有割合の算出

（算式）

保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額

176,073 千円（見込み）÷4,114,023 千円=0.043

（国費分 94,575 千円÷4,114,023=0.023）

（根拠）

平成 27 年度末の基金額（見込み）：176,073 千円

（うち 国費 94,575 千円）

事業終了までに要する補助・補てん額：4,114,023 千円

（平成 27 年度までの基金造成額（3,984,023 千円）＋平成
28 年度大日本蚕糸会基金造成予定額（130,000 千円））

8 事業を終了する時期

平成 29 年 3 月 31 日

9 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業の目標及びその達成度

（1）平成 19～27 年度

①目標：国産繭全量を提携グループに移行

達成状況：

ア 27 年度繭生産実績 136 トン

イ 136 トンの国内生産繭全量が提携グループに移行済

ア及びイにより、目標達成済。提携グループは、平成 28 年 3 月 15 日現在で 50 グループが活動中。それぞれのグループが、特徴ある蚕品種・生糸によるブランド化や商品作りに努めている。

② 蚕糸・絹業に係る情報の収集・提供

達成状況：

隔月誌「シルクレポート」の定期発刊による情報の発信等

③ 国産繭・生糸の希少性を生かした高品質な純国産絹製品づくり

達成状況：

ア 「純国産絹マーク」の啓蒙・普及は、215 業者、599 アイテムに発行済（平成 28 年 3 月 15 日現在）。

イ 純国産「宝絹」展の開催。平成 24 年から「宝絹」展を百貨店等で開催し、一般消費者に対し、「純国産絹製品」の PR に努めた。平成 24 年度 1 か所（三越銀座店）、平成 25 年度 3 か所（三越札幌店・伊勢丹新宿店、高島屋横浜店）、平成 26 年度 2 か所（三越日本橋店、高島屋京都店）、平成 27 年度 2 か所（二子玉川ライズ、藤崎百貨店（仙台市））

ウ 提携グループによる純国産絹製品の試作品の製作の進展

以上、ア、イ及びウ等により「純国産絹製品」の普及・宣伝と一般消費者に対する広報活動と純国産絹製品づくりを行っている。

④ 養蚕用資材の安定供給と機械・資材の整備等

達成状況：

ア 一般財団法人大日本蚕糸会プロパー事業とタイアップし、養蚕用資材のリサイクル事業による安定供給化

イ 製糸業の繰糸機等の整備

⑤ 稚蚕共同飼育所の再編整備

達成状況：

稚蚕共同飼育所の実態調査の実施と今後の対応策に向けた協議のための会議の開催

10 定期的な見直しの時期及び見直しの概要（平成27年度）

（1）定期的な見直しの時期

延長となった事業期間の中間年に当たる平成27年度に、事業を検証し見直しを実施

（2）見直しの概要

① 県、市町村等行政機関との連携の強化

大日本蚕糸会は、純国産絹マークの浸透による純国産絹製品のPR、小規模の業者が参加できるような多様なグループの形成などにより、すでに繭生産量全量を提携システムに移行している。一方、繭生産現場では、養蚕機材や稚蚕共同飼育所の施設・機材の老朽化が著しく、これらの改修等の対応が求められている。特に、繭生産量の減少は、本事業の根幹にかかわる大きな課題であり、行政機関等との連携による事業展開が必要となってきた。

このため、県、市町村等行政機関との連携を図りながら、新規養蚕農家の確保、稚蚕共同飼育所の再編整備により今後存続が必要となる稚蚕共同飼育所に対する支援を行う措置が必要である。

② 形成支援事業を必要なものに限定して引き続き平成28年度まで実施

提携グループは、国内生産の全量繭を50提携グループが担っており、自立に向けて今後とも取り組むこととなるが、提携グループにとっては依然として経営的には厳しい環境下であり、引き続き、蚕糸・絹業提携システム確立対策事業の支援を行う。

また、提携グループの自立を支援する必要性の高い、「純国産絹マークのPR・管理」、「稚蚕飼育への支援」、「純国産絹製品を生産販売のために必要な機器等の整備」等に限定して、引き続き形成支援事業を実施することが必要である。

③ なお、養蚕農家の高齢化等により、年々繭生産量が減少し、そ

の繭の加工業者である製糸業の操業維持が問題となった。一方、平成26年6月の富岡製糸場の世界遺産登録の追い風もあって国産繭・生糸の期待も高まった。

このため、緊急的に新規養蚕の誘導等繭生産対策の強化を図ることとした。このための事業は、本提携事業よりも機動的、弾力的に対応できる大日本蚕糸会のプロパー資金による蚕糸絹文化活性化推進事業の大幅な拡充を行うことで対応することとした。